

令和7年度日本スポーツ協会公認スポーツコーチングリーダー養成講習会 集合講習（山梨県スポーツ協会主催） 開催要項

1. 目 的：

運動部活動改革に関連した地域等におけるスポーツ活動において、安全・安心で基礎的なスポーツ指導や運営にあたることのできる者を養成する。

2. 主 催：公益財団法人山梨県スポーツ協会

3. カリキュラム：

スポーツコーチングリーダー養成講座（共通科目Ⅰ）：45 時間（自宅学習・集合講習）

1.	コーチングを理解しよう
2.	グッドコーチに求められる医・科学的知識
3.	現場・環境に応じたコーチング

4. 実施方法（期日・会場）：

（1）事前学習：令和7年11月4日（火）～令和6年12月5日（金）

※ 自宅学習後、公益財団法人日本スポーツ協会が提供するサービス「指導者マイページ」を通してオンラインテストを受験する。なお、オンラインテストに合格した方のみ集合講習への参加を認める。

（2）集合講習：令和7年12月6日（土）

9時30分～18時30分（受付：午前9時～9時30分）

会場：小瀬スポーツ公園武道館第1会議室

（3）事後学習：令和7年12月7日（日）～令和7年1月18日（日）

※ 集合講習終了後の1か月半が事後学習期間となる。

5. 受 講 者：

公益財団法人日本スポーツ協会(JSP0)公認スポーツ指導者育成の受講者受入方針(アドミッション・ポリシー)に定める内容の他、以下受講条件に合致する者を本講習会の受講者として受け入れる。

（1）受講条件：

- ・受講する年の4月1日現在、満18歳以上の者。
- ・地域におけるスポーツグループやサークル等において、上位資格者を補佐する者として基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者またはあたろうとする者。
- ・講習の全日程に参加が可能である者。
- ・インターネットサービス「指導者マイページ（<https://my.japan-sports.or.jp/login>）」から申込ができる者。
- ・『リファレンスブック』を保有している者。

※ 原則、他のJSP0公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めない（「公認コーチ1養成講習会（専門科目）」及び「公認アシスタントマネージャー養成講習会」）

習会」、「公認ジュニアスポーツ指導員養成講習会」ならびに「公認スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会」の受講は除く）。

（２）受講者数：40 名 ※先着順

6. 受講申込：

（１）指導者マイページでの申込方法：

インターネットサービス「指導者マイページ（<https://my.japan-sports.or.jp/login>）」のアカウント登録手続きを行い、指導者マイページから本講習会の申込手続きを行うこと。申込方法の詳細は、日本スポーツ協会ホームページ（<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid1388.html>）を参照のこと。

（２）受付期間：令和 7 年 9 月 15 日（月）～10 月 14 日（火）

7. 受講に係る費用：10,000 円

※上記金額を指定の口座に振込むこと。なお、口座については、申込確認後、10 月中に受講希望者あて通知する。

※テキスト（リファレンスブック）については、本講習会申込と同時に受講者本人が指導者マイページから購入する。なお、必ず書籍版を購入すること。

※受講料納入後は、いかなる場合があっても返金対応は行わない。

8. 受講有効期間：申込承認後から 4 に定める事後学習期間の満了日までとする。

9. 受講者の内定から決定までの流れ

指導者マイページから申込を行い、申込内容に不備がない者を受講者として内定し、本人に通知する。

10. 講習・試験の免除

以下のいずれかに該当する者かつ公認スポーツコーチングリーダー資格の取得を希望する者は、指導者マイページから資格の免除申請を行うことで資格を取得できることから、原則、本講習会を受講する必要はない。

（※公認スポーツコーチングリーダー資格以外の地方自治体等が独自に認定する資格の取得を希望する者を除く。）

- ① JSP0 公認指導者資格を有する方（スポーツドクター、スポーツデンティスト、スタートコーチを除く）または、JSP0 講習・試験免除適応コース共通科目修了証明書を有する者
- ② 日本スポーツ少年団認定員資格を保有されていた者
- ③ 健康運動指導士資格を有する者（有効期限内のみ）

11. 検定試験・審査等

以下の3つの全てを修了した場合、合格となる。

(1) 事前学習：

リファレンスブックを用いた自宅学習後、指導者マイページを通して、3章から構成される知識確認テストを受講し、各章において6割以上の正答をもって修了とする。

(※6割以上となるまで何度でも受験可能)

(2) 集合講習：

実施団体が定める集合講習の全日程において、主体的に参加することをもって修了とする。

(3) 事後学習：

所定の事後学習課題を提出し、内容に不備がなければ修了とする。

12. 登録及び認定

(1) 11の学習を全て修了し合格となった場合、公認スポーツコーチングリーダーとして必要な資質能力を修得した者を修了者（「新規登録」対象者）と認め、修了通知と登録案内を送付する。

(2) 公認スポーツ指導者登録規程に基づき、登録手続き（登録料の納入等）を完了した者を公認スポーツコーチングリーダーとして認定し、「認定証」及び「登録証」を交付する。

※ JSP0 倫理規程第4条に違反する行為があったとして JSP0 が認めた時は、登録の権利を失い認定されない場合がある。

(3) 登録料は4年間で基本登録料10,000円とする。なお、初回登録時のみ初期登録手数料3,300円（税込）が別途必要となる。

※ すでに公認スポーツ指導者資格を取得している場合は、登録料が異なる場合がある。

(4) 資格の有効期間は4年間とし、4年毎に更新する。ただし、公認スポーツコーチングリーダー以外に公認スポーツ指導者資格（スポーツリーダーは除く）が認定されている場合、初回の有効期間は、新規認定期日からすでに認定されている資格の有効期限までとする。

(5) 有効期間満了に伴う「更新登録」にあたっては、有効期限の6カ月前までに、JSP0 又は JSP0 加盟団体等の定める更新研修を修了するなどの要件を満たさなければならない。

13. 注意事項

(1) 受講有効期間内に所定のカリキュラムを修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失する。

(2) 本講習会受講に際し取得した個人情報、本講習会受講者の管理及び諸連絡以外

には使用しないものとする。

- (3) 本講習会の受講有効期間内に他の公認スポーツ指導者養成講習会の受講はできない。また、受講申込時点で他の JSP0 公認スポーツ指導者資格養成講習会の受講有効期間内又は未修了の場合は、本講習会への受講申込はできない。
- (4) 受講者としてふさわしくない行為（日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準等において違反行為と規定された行為）があったと認められたときは、JSP0 指導者育成委員会または加盟団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合がある。なお、処分内容については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討する。
- (5) 本講習会風景の写真等は、JSP0 又は JSP0 加盟団体等のホームページ及びその他関連資料へ掲載する場合がある。
- (6) 天災地変や伝染病の流行、講習会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の JSP0 又は JSP0 加盟団体等が管理できない事由により、講習会内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、JSP0 又は JSP0 加盟団体等ではその責任は負わない。

【問い合わせ先】

公益財団法人山梨県スポーツ協会 担当：田中

TEL：055-243-8588